

甲 第 142 号 議 案

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市国民健康保険条例の一部を改正する条例

岡山市国民健康保険条例（昭和36年市条例第21号）の一部を次のように改正する。

第19条中「3か月」の次に「（ただし、急患等として保険医療機関又は保険薬局を受診した被保険者に係る保険料の納付については、資力の活用が可能となるまでの期間として最長1年）」を加え、同条第3号中「とき」を「とき。」に改める。

第25条第1項中「第9項」を「第5項」に、「若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第3項若しくは第4項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない」を「又は虚偽の届出をした」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の第19条の規定は、令和6年度分の保険料のうち令和6年12月以後の期間に係るもの及び令和7年度以後の年度分の保険料について適用し、令和6年度分の保険料のうち令和6年11月以前の期間に係るもの及び令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

3 この条例の施行の日前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（令和6年政令第260号）第9条の規定によりなお従前

の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については，なお従前の例による。

提案理由

国民健康保険法の一部改正に伴い，被保険者証の返還の求めに応じない者に対する罰則規定を削除する等のため，本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 143 号 議 案

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例の制定について

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市子ども医療費給付条例等の一部を改正する条例

(岡山市子ども医療費給付条例の一部改正)

第1条 岡山市子ども医療費給付条例(昭和48年市条例第47号)の一部を次のように改正する。

第10条中「に対し, 当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証, 加入者証, 組合員証, 被保険者資格証明書その他の被保険者等であることを証する書類とともに」を「から健康保険法に規定する電子資格確認その他の医療保険各法で定める方法により被保険者等であることの確認を受けるとともに, 」に改める。

(岡山市心身障害者医療費給付条例の一部改正)

第2条 岡山市心身障害者医療費給付条例(昭和47年市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「に対し, 当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証, 加入者証, 組合員証又は被保険者資格証明書(以下「被保険者証等」という。)とともに」を「から健康保険法に規定する電子資格確認その他の医療保険各法で定める方法(以下「電子資格確認等」という。)により被保険者等であることの確認を受けるとともに, 」に改め, 同条第2項中「被保険者証等」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けるとともに」に改める。

(岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例の一部改正)

第3条 岡山市ひとり親家庭等医療費給付条例(昭和52年市条例第50号)の一部を次

のように改正する。

第9条第1項中「に対し，当該受給資格者の属する保険者の発行した被保険者証，加入者証，組合員証又は被保険者資格証明書（以下「被保険者証等」という。）及び」を「から健康保険法に規定する電子資格確認その他の医療保険各法で定める方法（以下「電子資格確認等」という。）により被保険者等であることの確認を受けるとともに，」に改め，同条第2項中「被保険者証等」を「電子資格確認等により被保険者等であることの確認を受けるとともに」に改める。

附 則

この条例は，公布の日から施行する。

提案理由

医療機関等における被保険者等であることの確認方法として電子資格確認等を追加するため，関係条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 144 号 議 案

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市建築関係事務手数料条例の一部を改正する条例

岡山市建築関係事務手数料条例（平成12年市条例第16号）の一部を次のように改正する。

第1条及び第2条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第5条第1項中「法第18条第16項」を「法第18条第20項」に改める。

第7条中「法第18条第19項」を「法第18条第28項」に改める。

第8条第1号中「法第18条第24項第1号若しくは第2号」を「法第18条第38項第1号若しくは第2号」に改める。

第12条第1項第1号中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

第13条第1項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改め、同条第2項中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律第12条第2項」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律第12条第2項」に、「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律施行規則」に改める。

第14条中「建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律」を「建築物のエネルギー消費性能の向上等に関する法律」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第5条第1項、第7条及び第8条第1号の改正規定は、この条例の公布の日又は地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（令和6年法律第53号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日のいずれか遅い日から施行する。

提案理由

建築基準法等の一部改正に伴い、所要の措置を講ずるため、本条例の一部を改正しようとするものである。

甲 第 145 号 議 案

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 9 月 2 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例の一部を改正する条例

岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例（平成24年市条例第110号）の一部を次のように改正する。

第3条各号を次のように改める。

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学（短期大学を除く。）又は旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学（以下これらを「大学」という。）において土木工学科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後、3年以上水道、工業用水道、下水道、道路又は河川（以下「水道等」という。）に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (2) 大学において機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後、4年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (3) 前2号の卒業生であって、学校教育法による大学院の研究科において1年以上衛生工学若しくは水道工学に関する課程を専攻した後、又は大学の専攻科において衛生工学若しくは水道工学に関する専攻を修了した後、第1号の卒業生については2年以上、

前号の卒業者については3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（第1号の卒業者については1年以上，前号の卒業者については1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

- (4) 学校教育法による短期大学（同法による専門職大学の前期課程（以下「専門職大学前期課程」という。）を含む。）若しくは高等専門学校又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校（以下「短期大学等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては，修了した後。次号及び次条第1号から第3号までにおいて同じ。），5年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（2年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (5) 短期大学等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，6年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (6) 学校教育法による高等学校若しくは中等教育学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校（以下「高等学校等」という。）において土木科又はこれに相当する課程を修めて卒業した後，7年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（3年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (7) 高等学校等において機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，8年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（4年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (8) 10年以上水道等の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（5年以上水道の工事に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）
- (9) 外国の学校において，第1号，第2号又は第4号から第7号までに規定する課程に相当する課程を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それぞれ当該各号に規定する最低経験年数以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有する者（それぞれ当該各号に規定する水道等の最低経験年数の2分の1以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(10) 技術士法（昭和58年法律第25号）第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

(11) 建設業法施行令（昭和31年政令第273号）第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道等に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの（1年6月以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者に限る。）

第4条第1項第1号を次のように改める。

(1) 大学，短期大学等又は高等学校等において土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めて卒業した後，大学の卒業者については3年以上，短期大学等の卒業生（専門職大学前期課程にあつては，修了者。次号，第3号及び第5号において同じ。）については5年以上，高等学校等の卒業生については7年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項第2号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改め，同号を同項第6号とし，同項第1号の次に次の4号を加える。

(2) 大学，短期大学等又は高等学校等において工学，理学，農学，医学若しくは薬学に関する課程又はこれらに相当する課程（土木工学科及び土木科並びにこれらに相当する課程を除く。）を修めて卒業した後，大学の卒業生については4年以上，短期大学等の卒業生については6年以上，高等学校等の卒業生については8年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(3) 大学，短期大学等又は高等学校等において工学，理学，農学，医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めて卒業した後，大学の卒業生については5年以上，短期大学等の卒業生については7年以上，高等学校等の卒業生については9年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(4) 10年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

(5) 外国の学校において，第1号から第3号までに規定する課程に相当する課程を，それぞれ当該各号に規定する学校において修得する程度と同等以上に修得した後，それ

それ当該各号の卒業者ごとに規定する最低経験年数以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有する者

第4条第1項に次の2号を加える。

(7) 技術士法第4条第1項の規定による第2次試験のうち上下水道部門に合格した者（選択科目として上水道及び工業用水道を選択した者に限る。）であって、1年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

(8) 建設業法施行令第34条第1項及び第2項の規定による土木施工管理に係る1級の技術検定に合格した者であって、3年以上水道に関する技術上の実務に従事した経験を有するもの

第4条第2項を次のように改める。

- 2 1日最大給水量が10,000立方メートル以下である専用水道に係る資格については、前項第1号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」と、「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、同項第2号中「4年以上」とあるのは「2年以上」と、「6年以上」とあるのは「3年以上」と、「8年以上」とあるのは「4年以上」と、同項第3号中「5年以上」とあるのは「2年6月以上」と、「7年以上」とあるのは「3年6月以上」と、「9年以上」とあるのは「4年6月以上」と、同項第4号中「10年以上」とあるのは「5年以上」と、同項第5号中「最低経験年数以上」とあるのは「最低経験年数の2分の1以上」と、同項第7号中「1年以上」とあるのは「6月以上」と、同項第8号中「3年以上」とあるのは「1年6月以上」とそれぞれ読み替えるものとする。

附 則

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。ただし、第4条第1項第2号の改正規定（「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。
- 2 第4条第1項第2号の改正規定（「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める部分に限る。）の施行前に改正前の岡山市水道の布設工事監督者及び水道技術管理者の資格等に関する条例第4条第1項第2号に規定する講習の課程を修了した者は、当該改正規定による改正後の第4条第1項第2号に規定する者とみなす。

提案理由

水道法施行令及び水道法施行規則の一部改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件を改める等のため、本条例の一部を改正しようとするものである。

岡山市市民栄誉賞条例の制定について

岡山市市民栄誉賞条例を次のように制定するものとする。

令和 6 年 10 月 15 日提出

岡山市長 大 森 雅 夫

岡山市条例第 号

岡山市市民栄誉賞条例

(趣旨)

第1条 この条例は、広く市民に希望と誇りを与えるとともに、本市の名を高めることに特に顕著な功績があった者に対し、岡山市市民栄誉賞（以下「市民栄誉賞」という。）を授与し、これを表彰することについて必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象)

第2条 市長は、市民又は本市に縁故がある者であって、前条の趣旨に照らして市民栄誉賞の授与に値すると認めるものに対し、表彰を行うことができる。

(意見聴取)

第3条 市長は、市民栄誉賞の表彰を行おうとするときは、学識経験者その他の市長が必要と認める者の意見を聴くものとする。

(表彰の方法等)

第4条 表彰は、表彰状に記念品を添えて行う。ただし、被表彰者が表彰前に死亡したときは、表彰状及び記念品はその遺族に交付する。

2 表彰は、随時行う。

(再表彰)

第5条 既に表彰を受けた者に対しても、その後更に表彰の対象となる事由が生じたときは、再び表彰することができる。

(表彰の取消し)

第6条 市長は、表彰を受けた者が自己の責めに帰すべき行為により榮譽を著しく失墜させたと認められるときは、その表彰を取り消すことができる。

(委任)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

岡山市市民榮譽賞を創設するため、本条例を制定しようとするものである。